

地縁団体認可申請の 手引き

令和7年5月

福岡市

目 次

1	はじめに	1
2	認可の要件	1
3	総会の議決	2
4	認可の申請	2
5	地縁団体の認可	3
6	地縁団体の認可の告示	3
7	告示事項証明書の交付申請	3
8	地縁団体の印鑑登録、証明	4
9	規約変更の認可の申請	4
10	規約変更の認可	4
11	告示事項の変更の届出	4
12	認可の取り消し	4
13	解散	4
14	合併	7
15	地縁団体の留意事項	1
16	総会の開催省略について	1
17	不動産に係る登記の特例	1
18	(1) 認可事務の流れ	1
	(2) 規約及び告示事項変更手続きの流れ	8
	(3) 認可の取消・解散手続きの流れ	9
	(4) 不動産に係る登記の特例制度申請の流れ	0
19	(1) 認可地縁団体の各種税金について	2
	(2) 各種税金についてのお問合せ先	2

[各種様式]

様式 1	認可申請書	2
様式 2	代表者就任承諾書	3
様式 5	地縁団体告示事項証明書交付請求書	4
様式 6	規約変更認可申請書	5
様式 7	告示事項変更届出書	6
様式 9	解散届出書	7
様式 11	残余財産処分認可申請書	8
様式 12	財産目録	9
様式 13	残余財産処分方法書	0
様式 14	同意書	1
様式 16	精算結果届出書	2
様式 18	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	3
様式 19	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	4
様式 22	認可申請書(合併)	5
様式 23	合併に係る債権者保護手続終了届出書	6

[各種様式記載例]

様式 1	認可申請書	3
様式 2	代表者就任承諾書	8
様式 5	地縁団体告示事項証明書交付請求書	9
様式 6	規約変更認可申請書	0
様式 7	告示事項変更届出書	1
様式 9	解散届出書	2
様式 11	残余財産処分認可申請書	3
様式 12	財産目録	4
様式 13	残余財産処分方法書	5
様式 14	同意書	6
様式 16	精算結果届出書	7
様式 18	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	8
様式 19	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	9
様式 22	認可申請書(合併)	0
様式 23	合併に係る債権者保護手続終了届出書	1

[その他記載例等]

地縁による団体規約例	5	3
総会議事録例	6	0
理由書記載例	6	2
構成員名簿様式参考例	6	3

地縁団体の認可申請手続き

1 はじめに

地域住民が自主的に組織する自治会や町内会等については、従来、法人格を有しなかつたため、集会所等の不動産を有していても自治会・町内会等の団体名で登記ができず、代表者等の個人名義で登記をせざるを得ませんでした。このため、財産上の様々な問題が生じていました。

のことから、平成3年4月2日に地方自治法（以下「法」という。）が改正され、一定の要件のもとに、任意の団体であった自治会・町内会等が市町村長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する法人として認められることになりました。

このようにして認められた団体を「認可を受けた地縁による団体（略称「認可地縁団体」）」といいます。

制度創設時の趣旨から、自治会・町内会等が法人格を得るためにには、不動産等の保有を前提としていましたが、町内会や自治会の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていることを踏まえ、令和3年に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。（令和3年11月26日施行）

2 認可の要件

認可地縁団体となるためには、次の要件を満たしていかなければなりません。

- (1) 認可地縁団体になろうとする自治会・町内会等は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。自治会・町内会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況によること。
- (3) 認可地縁団体は、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、現にその相当数の者が構成員となっていること。
- (4) 次の項目が記載されている規約を定めること。

① 目 的

認可地縁団体としての権利能力の範囲が明確にわかるよう、活動内容が具体的に定められている必要があります。

② 名 称

③ 区 域

④ 主たる事務所の所在地

特に事務所を設けていない場合は、集会施設の所在地又は代表者の自宅でも構い

ません。なお、代表者の自宅の場合は、規約には「代表者の自宅」と表記し、住所を記載する必要はありません。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人が、年齢、性別等を問わず、すべて地縁団体の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めていなければなりません。

⑥ 代表者に関する事項

⑦ 会議に関する事項

⑧ 資産に関する事項

以上の項目以外は、規約に規定する義務はありませんが、その有無にかかわらず、法の制限を受ける場合がありますので、区役所にご相談ください。

3 総会の議決

認可の申請を行うためには、総会において認可を申請する旨の議決が必要になります。役員会、理事会等での決定は認められません。総会は、現行の規約に基づいて開催してください。

4 認可の申請

総会において認可を申請する旨の議決を得た団体の代表者は、認可申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、市長（地縁団体の事務所の所在地を管轄する区役所地域支援課《入部出張所管内は入部出張所でも可》「以下『区役所地域支援課』という」）に申請しなければなりません。

(1) 規約

自治会・町内会等の規約を現に定めている場合には「2 認可の要件(4)」に記載されている事項がもれなく規定（「地縁団体規約記載例」参照）されていなければなりません。万一欠けている事項がある場合には、規約の改正が必要です。

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

規約に定められた手続きにより開催された総会の議事録を添付してください。議事録には、「法人化認可申請を行うこと」を総会で決議した記載と議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要です。（コピーでも可。ただし、原本の確認をさせていただきます。）

※議事録には、申請者を代表者に選出する旨の議決の内容が含まれていることも必要です。

※議事録署名人の人数は当該自治会の規約によります。

(3) 構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、様式は問いません。

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

当該年度の事業計画書、予算書及び、昨年度の事業報告書、決算書などを添付してください。

(5) 申請者が代表者であることの書類(代表者就任承諾書：様式2)

(6) 区域図

地点図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。

5 地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした地縁団体から申請があったときは、認可をします。そして、その旨を申請者に通知（様式4）します。

6 地縁団体の認可の告示

市長は、地縁団体からの申請にもとづいて認可したときは、その旨を告示し地縁団体台帳（様式3）に記載します。

地縁団体の認可を受けても、告示があるまでは第三者に対抗することはできません。告示事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
(地方自治法で定められた法定解散事由のみを規約に定めている場合は、記載不要)
- ⑨ 認可年月日

7 告示事項証明書の交付請求

告示された事項についての証明が必要な場合は、これを市長（区役所地域支援課）に請求することができます。この証明の申請は、地縁団体告示事項証明書交付申請書（様式5）を提出し、手数料の納付（1通につき300円（福岡市収入証紙による））が必要になります。

例) 不動産登記時などに必要となります。

8 地縁団体の印鑑登録、証明

認可を受けた地縁団体の代表者（職務代行者、仮代表者、特別代理人、精算人が選任されている場合、これらの者も可）は「福岡市認可地縁団体印鑑登録証明書事務処理要綱」に基づき、区役所地域支援課で、地縁団体の印鑑を登録することができます。

印鑑登録証明が必要な場合は、登録者は「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」を提出し、手数料の納付（1通につき300円（福岡市収入証紙による））が必要になります。

例) 抵当権設定時などに必要となります。

9 規約変更の認可の申請

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは、規約変更認可申請書（様式6）に、次に掲げる書類を添えて、市長（区役所地域支援課）に申請し、認可を受けなければなりません。

- (1) 規約の変更の内容及び理由を記載した書類
- (2) 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録：議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要。コピーでも可。）

※規約の変更にあたっては、事前に区役所地域支援課にご相談ください。

10 規約変更の認可

地縁団体の規約を変更するときは、変更について市長の認可を受けなければ第三者に対抗することができません。市長は、申請に基づいて、規約変更の認可をしたときは、その旨を申請者に通知します。

11 告示事項の変更の届出

認可地縁団体の代表者は、告示された事項に変更があったときは、告示事項変更届出書（様式7）に、告示事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に届け出なければなりません。

市長は、告示内容の変更を受けたときは、変更のあった事項について告示します。それまでは、変更のあった内容について、第三者に対抗することはできません。

12 認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が、「認可の要件」のいずれかを欠くこととなったときもしくは不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可を取り消されることがあります。

13 解散

- (1) 解散届の提出

認可を受けた地縁による団体が、下記のいずれかに該当するとき、認可地縁団体は

解散します。

解散は、解散届出書（様式9）に解散を総会で議決したことを証する書類を添えて、市長（区役所地域支援課）に提出しなければなりません。（合併による場合は除く。）

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤ 構成員が欠けたとき
- ⑥ 合併により認可地縁団体が消滅するとき

★解散届出書の提出前に認可地縁団体で行うこと。

●総会の開催

- ①解散することについての決議【法260条の20第4号】
- ②財産を処分することについての決議【規約】
- ③財産（資産・負債）の帰属先についての決議【法260条の31】
- ④清算の手続きについての決議
 - ・清算人の選任【法260条の24】
 - ・公告の手続き【法260条の28】
- ⑤任意団体としての設立に関する決議（この部分は別の総会でもよい）
 - ・代表者（会長）
 - ・役員選出
 - ・規約の制定
 - ・事業計画案、予算案など

※任意団体として活動を継続する場合

（2）解散告示

市長は、解散届出書を審査し認められれば、その旨を告示し、地縁団体台帳（様式3）に記載するとともに、申請者（地縁団体）に対して「地方自治法260条の2に基づく地縁による団体の解散について（通知）」により通知します。

告示事項は、次のとおりです。（破産及び合併による場合を除く。）

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人氏名及び住所
- ⑤ 解散の事由
- ⑥ 解散年月日

★清算人による清算手続き（地方自治法260条の24～32）

※ 清算人は、解散後、知られざる債権者に解散する旨を告げ、清算できるようすみやかに公告しなければなりません。

認可地縁団体の解散の公告は、「法令の公布紙・国の広報誌」として発刊されている官報で行うこととされています。公告の方法や掲載料金については、官報販売所で取扱いられています。

＜福岡県官報販売所＞

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目5-17

TEL 092-761-1151 FAX 092-751-0385

（3）残余財産の処分の申請

財産の帰属先を規約で指定していない場合は、残余財産の処分の認可を得る必要がありますので、清算人は、「残余財産処分認可申請書」（様式11）に以下の書類を添えて、市長（区役所地域支援課）に提出しなければなりません。

- ① 財産目録（様式12）
- ② 残余財産処分方法書（様式13）
- ③ 同意書（様式14）
- ④ 残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

（4）残余財産処分の認可・通知

市長は、残余財産の処分の申請に基づいて、残余財産の処分を認可し、申請者（清算人）に「残余財産処分認可通知書」（様式15）により通知します。

（5）清算結了届出

清算人は、すべての清算手続きが完了したときは、清算結了届出書（様式16）に必要に応じ、以下の書類を添えて、市長（区役所地域支援課）に提出しなければなりません。

- ① 清算書
- ② 受領書
- ③ 解散通知書

（6）清算結了告示

市長は、清算結了届出書に基づき、清算結了について告示し、地縁団体台帳（様式3）に記載するとともに、申請者（精算人）に「地方自治法260条の2に基づく地縁による団体の清算結了について（通知）」により通知します。

告示事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人氏名及び住所
- ⑤ 清算結了年月日

14 合併

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、P1「2 認可の要件」を満たしていなければなりません。

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

いわゆる「吸收合併」と「新設合併」の手続の流れをP9～10に示していますのでご参照ください。

新設合併の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。※選任方法は任意。

(1) 総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申請することについての決議が必要になります。（総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。）

吸收合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

(2) 認可の申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は、認可申請書（様式22）に次に掲げる書類を添えて、市長（区役所地域支援課）に提出しなければなりません。

なお、吸收合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請と合わせて規約変更の認可申請も行う必要があります。

① 合併後の認可地縁団体の規約

「2 認可の要件(4)」に記載されている事項がもれなく規定（「地縁団体規約記載例」参照）されていなければなりません。

② 認可を申請することについて各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

規約に定められた手続きにより開催された総会の議事録を添付してください。議事録には、「合併の認可申請を行うこと」を総会で決議した記載と、議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要です。（コピーでも可。ただし、原本の確認をさせていただきます。）

※議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることも必要です。

※議事録署名人の人数は各認可地縁団体の規約によります。

③ 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、様式は問いません。

④ 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

例えば以下のものが考えられますが、これらに限られるものではありません。

- ・合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録
- ・合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録

⑤ 合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑥ 申請者が、合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類（代表者について告示した官報の写しなど）

⑦ 区域図

地点図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。

(3) 合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可をします。そして、その旨を申請者に通知（様式4）します。

(4) 合併に係る債権者保護手続（地方自治法260条の40～41）

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録（様式12）を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（2か月以上）内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

*債権者による期間内の異議がなければ、合併を承認したものとみなします。

*債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等をしなければなりません。

(5) 債権者保護手続終了の届出

(4) の手続きが終了した後、合併する各認可地縁団体は共同して届出書（様式23）に、別添書類（様式23参照）を添えて、市長（区役所地域支援課）に届け出なければなりません。

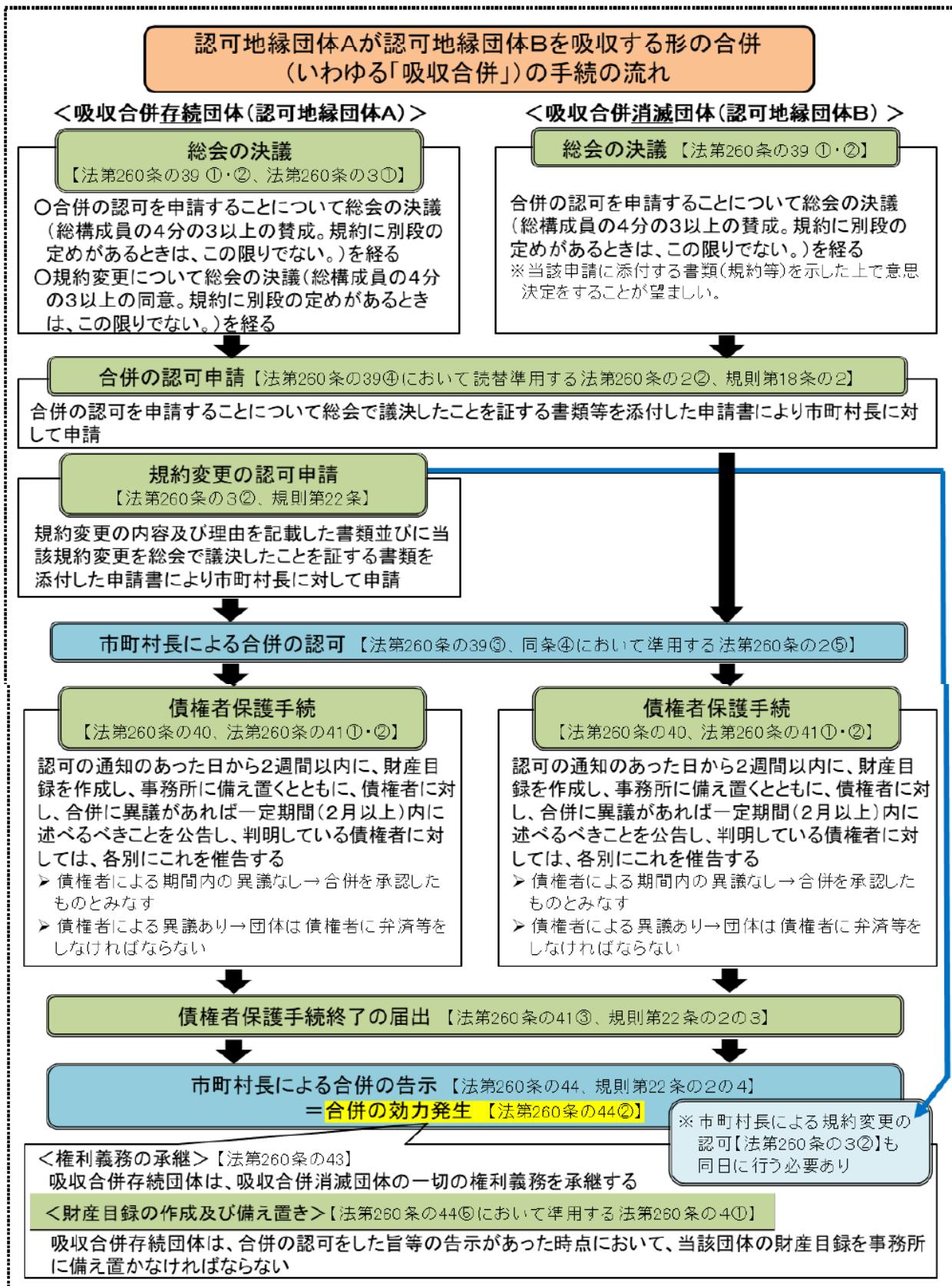
(6) 合併の告示

市長は、届出を受理後、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し地縁団体台帳（様式3）に記載します。合併の認可を受けても、告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で行います。

【参考】令和5年3月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋

(注) 図中の丸数字は項番号



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手続の流れ

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任^{*}した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(* 選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B)>

総会の決議【法第260条の39①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読み替える用法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】
=合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

15 地縁団体の留意事項

- (1) 認可地縁団体の構成員は、その区域内に住所を有する個人に限られていますが、様々な支援を受ける関係から、区域内に所在地を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることは、差し支えありません。
- (2) 認可地縁団体は、特定の政党のために活動してはいけません。
- (3) 認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動を目的とするものではありません。
- (4) 認可地縁団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動を行う場合においても、規約に定める目的を達成させるために必要な限りにおいて行うものとしなければなりません。

16 総会の開催省略について

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したもの除き、すべて総会の決議によって行うこととされていますが、地方自治法第260条の19の2において、総会を開催せず書面又は電磁的方法による決議を行うことについて規定されました。（令和4年8月20日施行）

(地方自治法第260条の19の2 第1項)

法律又は規約により総会において決議すべき場合において、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて、決議事項の内容と決議方法（電磁的方法による決議をしようとするときは、その用いる電磁的方法の種類及び内容も含む。）を示したうえで構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い合わせ、書面又は電磁的方法により決議を行う。なお、この場合は通常どおりの決議要件が適用される。

(地方自治法第260条の19の2 第2項)

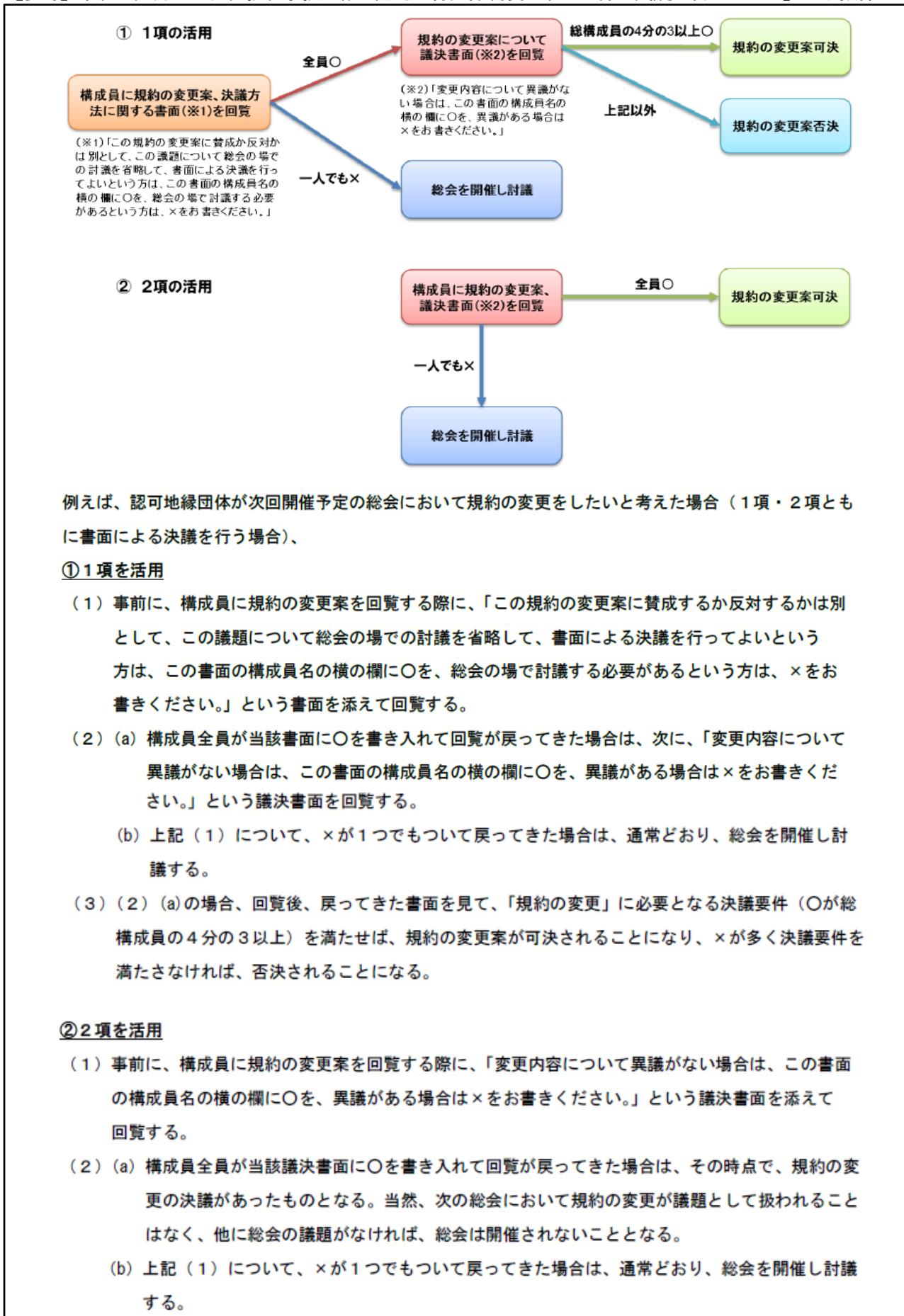
法律又は規約により総会において決議すべき事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなされる。

※第1項と第2項の違い

第1項は、計2回構成員の意思を確認する必要がありますが、通常の議決要件が適用されるため、必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができます。第2項は1回の意思確認で足りますが、全員の賛成がなければ可決することができません。

なお、法第260条の19の2第1項又は第2項に基づき、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行った場合は、「総会で議決したことを証する書類（例：総会の議事録）」に代えて、「書面又は電磁的方法により議決したことを証する書類（例：書面表決の結果に関する構成員への周知文書）」などを提出してください。

【参考】令和4年6月24日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋



例えば、認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合（1項・2項ともに書面による決議を行う場合）、

①1項を活用

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「この規約の変更案に賛成するか反対するかは別として、この議題について総会の場での討議を省略して、書面による決議を行ってよいという方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください。」という書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、次に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を回覧する。
- (b) 上記（1）について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。
- (3) (2) (a)の場合、回覧後、戻ってきた書面を見て、「規約の変更」に必要となる決議要件（○が総構成員の4分の3以上）を満たせば、規約の変更案が可決されることになり、×が多く決議要件を満たさなければ、否決されることになる。

②2項を活用

- (1) 事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を添えて回覧する。
- (2) (a) 構成員全員が当該議決書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、その時点で、規約の変更の決議があったものとなる。当然、次の総会において規約の変更が議題として扱われることなく、他に総会の議題がなければ、総会は開催されないこととなる。
- (b) 上記（1）について、×が1つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。

17 不動産に係る登記の特例

平成27年4月1日より、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続きを経て「公告の結果(承諾)の情報提供について」の通知をすることにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることが可能となりました。(地方自治法260条の46及び第260条の47関係)

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例(以下「特例制度」という。)は、認可地縁団体から市町村長への申請に基づいて行われるもので、市町村長は、申請の際に当該認可地縁団体から提出される不動産の所有状況等に関する疎明資料を確認し、当該申請を相当と認める場合に公告手続きに移ります。

また、地方自治法(以下「法」という。)第260条の2第1項の市町村長の認可を受けていない地縁団体が特例適用の対象となる不動産を有する場合にあっては、同項の認可を受けたうえで、特例申請が可能となります。

(1) 特例制度を申請することのできる認可地縁団体

以下の条件を満たしている認可地縁団体に限り、当該認可地縁団体が単独で所有権の保存又は移転の登記を申請するために、公告手続を行うことができます。

<特例制度要件>

- ① 不動産を所有している
- ② 不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有している
- ③ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者である
- ④ 不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部又は一部の所在が知れない

※ ただし、法260条の2第1項の市長の認可を受けていない地縁団体が特例適用の対象となる不動産を有する場合にあっては、同項の認可を受けたうえで、特例適用の申請を行うことができます。(申請方法はP2 [4 認可の申請] 参照)

(2) 特例制度の申請

団体の代表者は、「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」(様式18)に次に掲げる書類を添えて、市長(地縁団体の事務所の所在地を管轄する区役所地域支援課。以下「区役所地域支援課」という)に申請しなければなりません。

なお、2以上の区にまたがる地縁団体においては、主たる事務所が所在する区役所地域支援課へ申請書を提出してください。

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書〔様式18〕
申請不動産に関する事項については、登記事項証明書の記載事項と同じ内容を記載してください。

- ② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

- ③ 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

特例制度の申請をすることについて議決した総会の議事録で、議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印がなされたものを提出してください。(コピーでも可。ただし、原本の確認をさせていただきます。)

- ④ 申請者が代表者であることを証する書類

申請人が代表者であることを確認できる書類を提出してください。例えば、申請者が代表者である旨の議決を行った総会の議事録(議長及び議事録署名人の署名又

は記名・押印がなされたもの) や、構成員名簿、役員名簿等です。

- ⑤ 地方自治法260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
以下_____内に記載している1)から3)について、それぞれの事項を疎明する書類を提出してください。

【疎明資料】

- 1) ①不動産を所有している（法第260条の46第1項第1号）
②不動産を10年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有している
(法第260条の8第1項第2号)

不動産所有の事実及び不動産を10年以上所有している事実について疎明するため、以下の書類A及び、BからFのいずれか(※1)の資料を提出してください。ただし、書類Aについては、申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載されたものがない場合は必要ありません。

なお、民法第186条の規定により、本件申請時点とその10年以上前の時点における占有事実の確認をする必要があるため、BからFのいずれかの書類において、2時点分の確認ができる資料が必要となります。

- A 事業報告書（申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載されたもの）
B 公共料金の支払領収書
C 閉鎖登記簿(※2)の登記事項証明書又は謄本
D 旧土地台帳(※3)の写し
E 固定資産税の納税証明
F 固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

※1 BからFの書類の宛先又は名義が認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者となっている場合には、その趣旨が当該認可地縁団体を宛先又は名義とすることができなかったために、便宜上、上記のような宛先又は名義になっていることについて、確認させていただきます。

※2 閉鎖登記簿について…現在、登記所の大半はコンピュータ化され、従来の紙の登記簿は、現在では磁気ディスクの登記簿へ置き換えられています。しかし従来の紙の登記簿は、従来どおり登記所に閉鎖登記簿として保管されており、希望すれば閲覧や写し（謄本）の交付を受けることができます。

※3 旧土地台帳とは…明治20年頃から昭和12年頃までに利用された、土地の所有者等の諸情報を記録した台帳で、各地の法務局に保管されています。

上記書類の入手が困難な場合は、以下の書類Gのいずれか及びHの書類を提出してください。なお、様式は任意です。

- G 申請不動産を所有又は占有していることについて、
・申請不動産の隣地の所有権の登記名義人の証言を記載した書面
・申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者の証言を記載した書面
・占有及び利用状況を証する写真 等
H 上記資料の入手が困難な理由書

- 2) ③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者である（法第260条の46第1項第3号）

当該不動産の登記関係者の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であつ

た者であるということを疎明するために、以下の書類AからCのいずれかを提出してください。

- A 認可地縁団体の構成員名簿
- B 区役所地域支援課が保有する地縁団体台帳
- C 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

上記書類の入手が困難な場合は、以下の書類D及びEを提出してください。なお、様式は任意です。

- D 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面
- E 上記資料の入手が困難な理由書

3) ④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないとすること（法第260条の46第1項第4号）

不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないとすることを疎明するために、以下の書類AからCのいずれかを提出してください。

- A 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- B 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- C 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在地を知らない旨の証言を記載した書面

※ なお、全部又は一部の所在が知れないことは、全部の所在が知れていること以外はすべて含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないとことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たす。

この場合において、認可地縁団体が、当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことの同意書を得ておくことが望ましい。

(3) 公告手続き及び期間

ア 公告手続

提出された申請書類により、法260条の46第1項各号の「要件」を満たしているかどうか市において確認を行い、要件を満たしている場合、公告手続が行われます。なお、確認できなかった場合は、申請者に対して公告申請書の返還が行われます。

イ 公告期間

3ヶ月間とします。

(4) 異議申し出について

特例措置の申請に対して、則第22条の3第1項第4号に基づき異議を述べることができます。その期間及び方法については、以下のとおりとなります。

① 異議を述べることができる範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者。

② 期間

公告が行われている期間内とします。

③ 申立て

地縁団体の事務所の所在地を管轄する区役所地域支援課が申請不動産の登記移転等に係る異議申立書〔様式19〕に、以下の書類を添えて、市長（区役所地域支援課）に提出しなければなりません。申出書への添付が必要な資料は、登記関係者の別により異なり、次の表のとおりです。

登記関係者等の別	登記関係者等である旨	申請書に記載された住所及び氏名
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	住民票の写し 戸籍の附票の写し
所有権を有することを疎明する者（※）	所有権を有することを疎明するに足りる資料	

※ 原則として、「申請不動産の所有権を有することを疎明する者」は、登記関係者以外の者でなければなりません。

また、登記関係者の別については、異議を述べる者において、申出書様式中「2 異議を述べる登記関係者等の別」に必ず記載（該当する項目にチェック）してください。

④ 資格要件の審査

異議申し立てがあった場合は、市において、異議を申述した者に係る資格要件の確認を行い、資格が認められた場合は、当該申出書に記載された事項について、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、市から認可地縁団体に公告結果（異議申出あり）通知書（様式21）で通知がなされます。

（5）公告結果の情報提供

公告期間内に異議申し立てがなかった場合は、市から「公告結果（承諾）の情報提供について」（様式20）により、当該申請を行った認可地縁団体に対し、情報提供が行われます。

（6）登記

認可地縁団体は、市から「公告結果（承諾）の情報提供について」の通知を受けた場合は、特例措置の対象となる不動産を管轄している法務局において、必要な手続きを行うことができます。

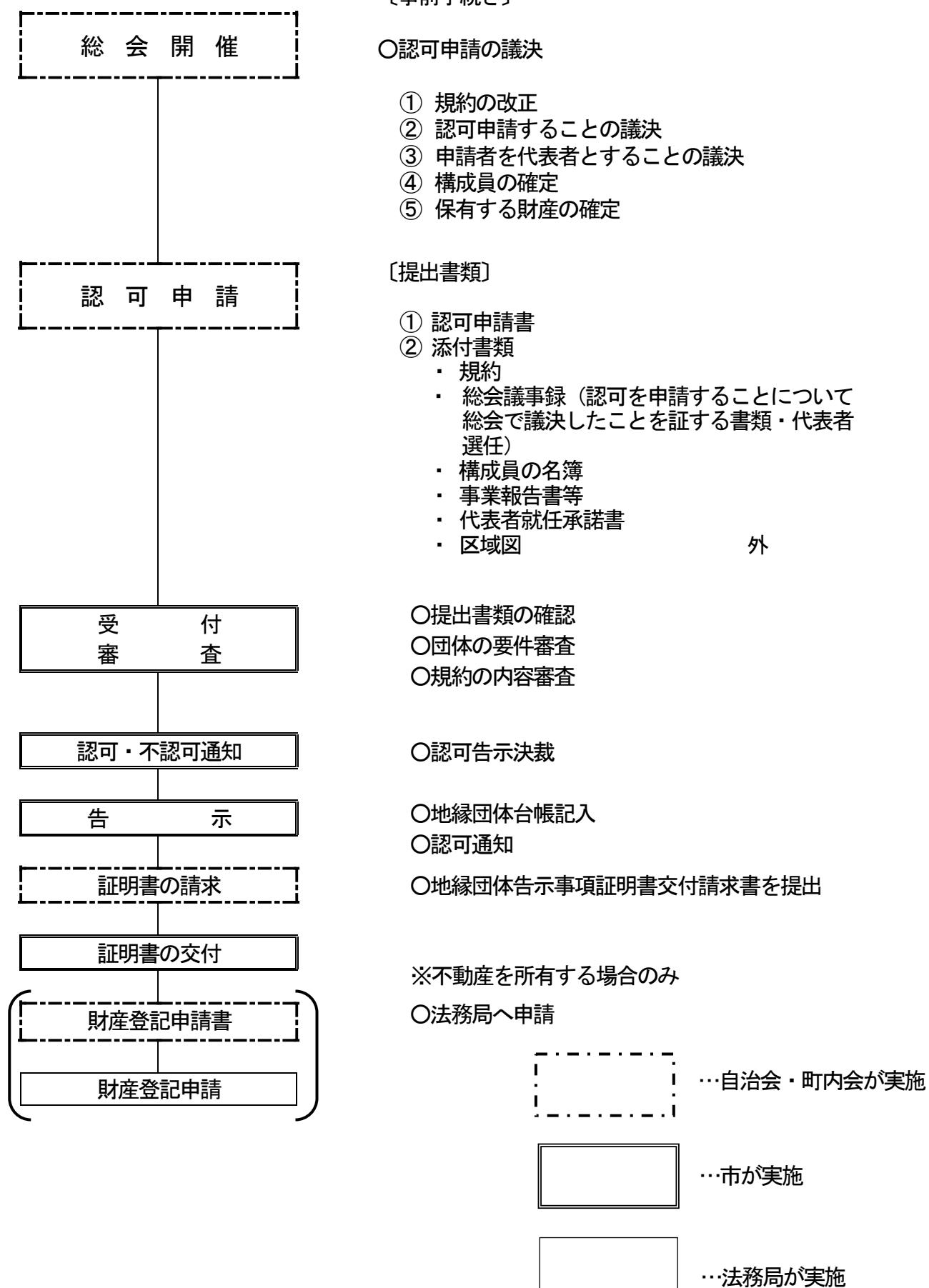
（7）その他

認可地縁団体の不動産登記の特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の移転登記を可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の有無を確定させるものではありません。

18 認可事務の流れ

(1) 新規

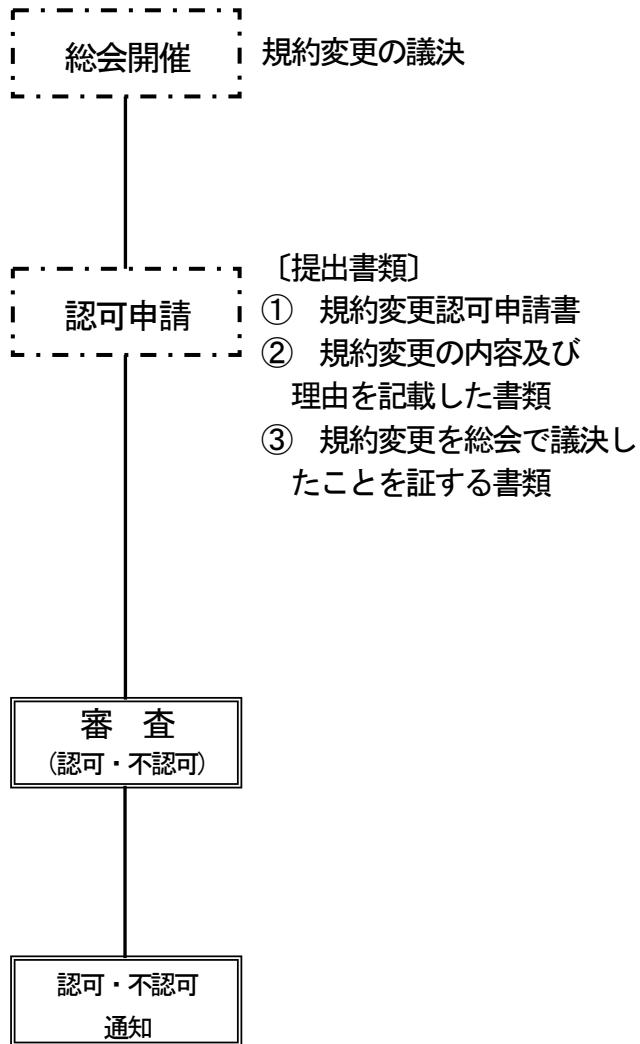
認可申請から財産登記までの流れ



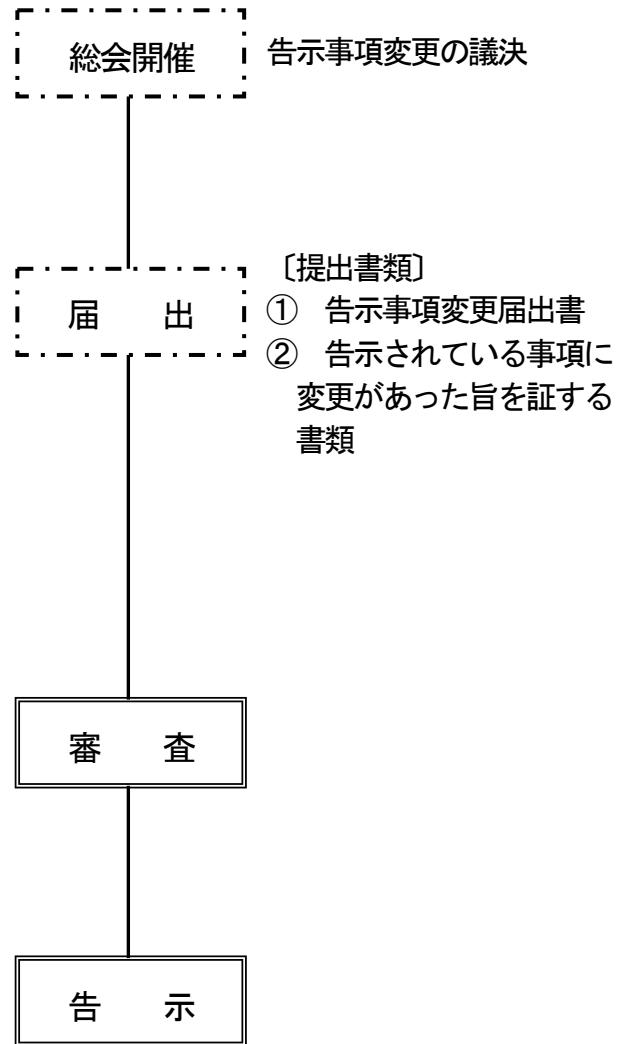
(2) 規約及び告示事項変更

規約の変更及び告示事項変更の流れ

《規約の変更の場合》



《告示事項変更の場合》

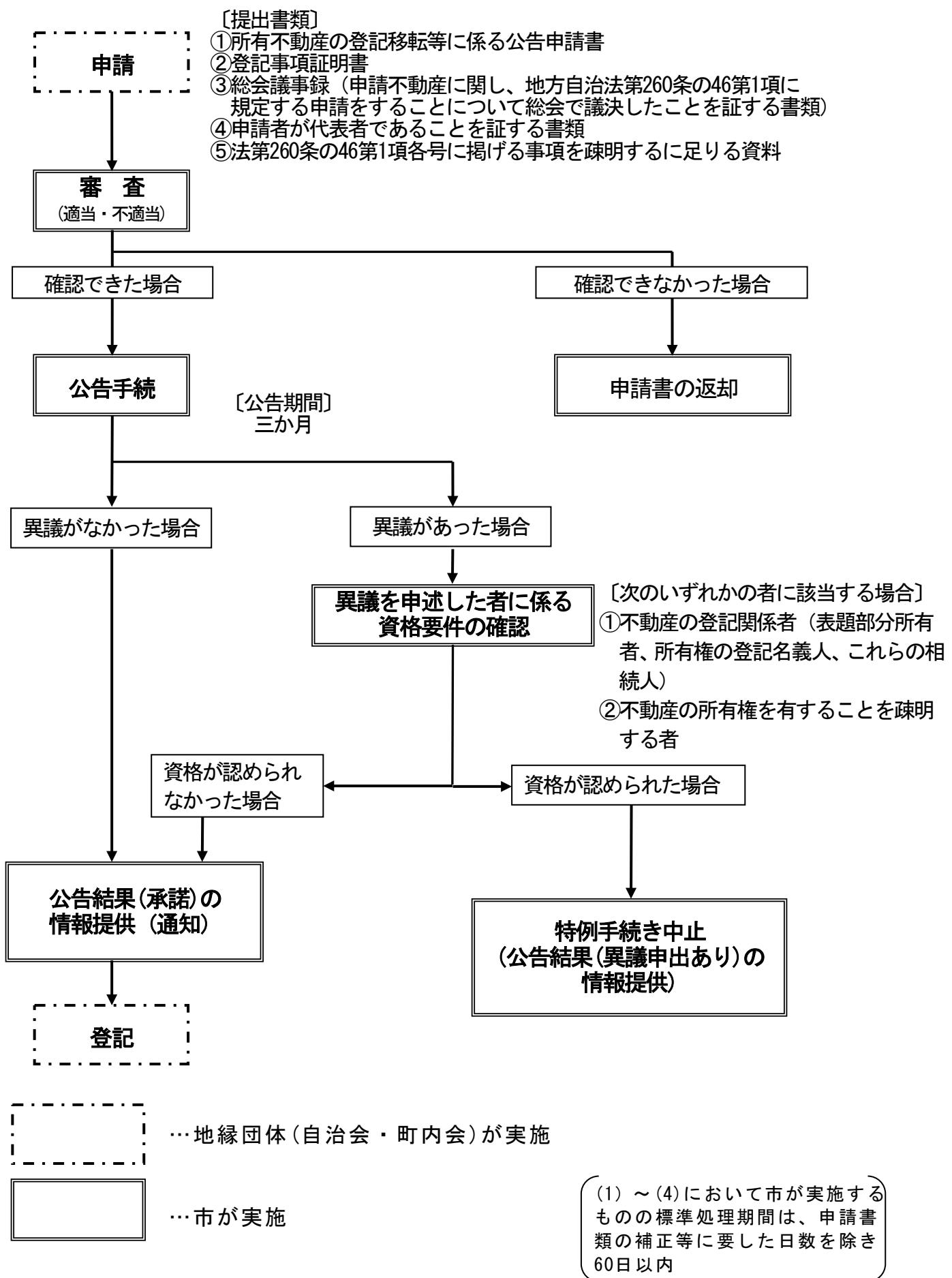


…地縁団体(自治会・町内会)が実施

…市が実施

※提出書類については、新規で行う認可手続きの流れに準じる。

(4) 不動産に係る登記の特例制度申請の流れ



19 認可地縁団体の各種税金について

(1) 認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、福岡税務署（収益事業を行わない場合は不要）、福岡県税事務所、福岡市法人税務課に法人設立の届出が必要になります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

税の種類		認可地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置	課税（均等割+法人税割）
	固定資産税	課税 (集会所については減免措置あり)	課税 (収益事業を行わない集会所については減免措置あり)
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※ 収益事業を行っている認可地縁団体については、福岡税務署、福岡県税事務所、福岡市法人税務課に申告が必要になるので、ご相談ください。
なお、収益事業については、税務署に確認してください。

※収益事業の範囲は限定列挙で定めており、現在は下記の34業種になっています。

1 物品販売業	8 運送業	15 旅館業	21 鉱業	28 遊覧所業
2 不動産販売業	9 倉庫業	16 料理店業その他の飲食店業	22 土石採取業	29 医療保健業
3 金銭貸付業	10 請負業		23 浴場業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	11 印刷業	17 周旋業	24 理容業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	12 出版業	18 代理業	25 美容業	32 信用保証業
6 製造業	13 写真業	19 仲立業	26 興行業	33 無体財産権の提供業
7 通信業	14 席貸業	20 問屋業	27 遊技所業	34 労働者派遣業

【市税減免について】

集会所及びその敷地の固定資産税は、減免の対象になります。（有料（収益事業）部分は除く）
 また、収益事業を行わない認可地縁団体の法人市民税の均等割は減免の対象になります。
 なお、市税減免を受ける際には、市税減免申請書、決算書の写し、区役所地域支援課の副申書、その他書類等の提出が必要になりますので、記載の担当部署にお問い合わせください。
 また、県税の減免手続きについては、福岡県税事務所にお問い合わせください。

(2) 各種税金についてのお問合せ先

区分	担当部署	電話番号
法人市民税	福岡市法人税務課	711-4194 (令和4年2月28日から 292-3249)
固定資産税	東区課税課	645-1031
	博多区課税課	419-1032
	中央区課税課	718-1045
	南区課税課	559-5051
	城南区課税課	833-4036
	早良区課税課	833-4326
	西区課税課	895-7019
法人県民税	東福岡県税事務所（東区）	（代）641-0201
法人事業税	博多県税事務所（博多・南区）	（代）260-6001
不動産取得税	西福岡県税事務所（中央・城南・早良・西区）	（代）735-6141
法人税	香椎税務署（東区の一部）	（代）661-1031
	博多税務署（東区の一部・博多区）	（代）641-8131
	福岡税務署（中央・南区）	（代）771-1151
	西福岡税務署（城南・早良・西区）	（代）843-6211
登録免許税	福岡法務局箱崎出張所（東区）	（代）851-3782
	福岡法務局（博多・中央・南区）	（代）721-4570
	福岡法務局西新出張所（城南・早良・西区）	（代）831-4114

【様式1 認可申請書】

年 月 日

福岡市長様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

なお、裁判所による代表者の職務執行の停止及び職務代行者の選任はなされていません。

また、代理人の選任もなされていません。

(添付書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を表示した地図

【様式2 代表者就任承諾書】

年　月　日

福岡市長様

氏名

※

住所

※本人が署名しない場合は押印してください。

代表者就任承諾書

下記の地縁による団体の代表者に就任することを承諾します。

記

団体名

【様式5 証明書交付請求書】

年 月 日

福岡市長様

請求者の氏名及び住所

氏名
住所

地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項並びに同法施行規則第21条第1項の規定により、下記地縁団体に係る告示事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 地縁団体の名称

2 主たる事務所の所在地

福岡市 区

3 通数 通

福岡市収入証紙貼付欄

【様式6 規約変更認可申請書】

年 月 日

福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

【様式 7 告示事項変更届出書】

年　月　日

福　岡　市　長　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1　変更があった事項及びその内容

2　変更の年月日

年　月　日

3　変更の理由

【様式9 解散届出書】

年　月　日

(申請先)

福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により解散することになったので、必要書類を添えて届け出ます。

1 解散の事由

2 解散の年月日

3 清算人の住所及び氏名

4 財産の帰属(地方自治法第260条の31第2項の規定による市長の認可の要否)

5 添付書類

解散を総会で議決したことを証する書類

【様式 1-1 残余財産処分認可申請書】

年　月　日

(申請先)

福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地

清算人の氏名及び住所
氏　名
住　所

残余財産処分認可申請書

年　月　日に解散の届出をした、当団体は、地方自治法第 260 条の 31 第 2 項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 財産目録

2 残余財産処分方法書

3 残余財産の帰属者の同意書

4 添付書類

- ・残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

【様式12 財産目録】

財産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

所有権を有する不動産

(1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地	評 価 額

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地	評 価 額

2 その他の財産

【様式13 残余財産処分方法書】

残余財産処分方法書

残余財産の種別	評 價 額	処 分 の 方 法	理 由
合 計			

【様式14 同意書】

同 意 書

認可地縁団体〇〇自治会から、地方自治法第260条の31第2項の規定により処分される残余財産を、譲り受けることに同意します。

【残余財産の内容】

年 月 日

(帰属先団体の名称及び所在地)

名称

所在地

(帰属先団体代表者の氏名及び住所)

氏名

住所

※

※本人が署名しない場合は押印してください。

【様式 16 精算結了届出書】

年　月　日

(申請先)

福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

清算結了届出書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が結了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

清算結了年月日　　年　月　日

【様式18 公告申請書（第二十二条の二の二関係）】

年　月　日

福岡市長様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当該認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に關し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

【様式19 異議申出書（第二十二条の三関係）】

年 月 日

福岡市長様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った該認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、認可地縁団体に通知されます。

【様式22 認可申請書（合併）】

年 月 日

福岡市長様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、裁判所による代表者の職務執行の停止及び職務代行者の選任はなされていません。

また、代理人の選任もなされていません。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項

- ・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
- ・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
- ・合併により消滅する認可地縁団体の名称
名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- 7 区域を表示した地図

【様式2 3 合併に係る債権者保護手続終了届出書】

年　月　日

福岡市長様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと
並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと
又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

【様式1記載例 認可申請書】

令和 2年 10月 1日

福岡市長様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 OO二丁目町内会
所在地 OO区OO2丁目68番2

代表者の氏名及び住所

氏 名 福岡一郎
住 所 OO区OO2丁目60番1

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

なお、裁判所による代表者の職務執行の停止及び職務代行者の選任はなされていません。

また、代理人の選任もなされていません。

(添付書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を表示した地図

【様式2記載例 代表者就任承諾書】

令和2年10月1日現在

福岡市長様

氏名 福岡一郎 ※
住所 ○○区○○2丁目60番1

※本人が署名しない場合は押印してください。

代表者就任承諾書

下記の地縁による団体の代表者に就任することを承諾します。

記

団体名 ○○二丁目町内会

【様式5記載例 証明書交付請求書】

令和2年10月1日現在

福岡市長様

請求者の氏名及び住所

氏名 福岡一郎

住所 OO区OO2丁目60番1

地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項並びに同法施行規則第21条第1項の規定により、下記地縁団体に係る告示事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 地縁団体の名称

OO二丁目町内会

2 主たる事務所の所在地

福岡市 OO区 OO2丁目68番2

3 通数 3 通

福岡市収入証紙貼付欄

【様式6 記載例 規約変更認可申請書】

令和2年10月1日

福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 OO二丁目町内会
所在地 OO区OO2丁目68番2

代表者の氏名及び住所

氏名 福岡一郎
住所 OO区OO2丁目60番1

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

【様式7記載例 告示事項変更届出書】

令和2年10月1日

福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 OO二丁目町内会
所在地 OO区OO2丁目68番2

代表者の氏名及び住所

氏 名 博多 次郎
住 所 OO区OO2丁目50番2

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の変更

変更前 福岡 次郎 OO区OO2丁目60番1
変更後 博多 次郎 OO区OO2丁目50番2

2 変更の年月日

令和 2年 9月 1日

3 変更の理由

役員改選による代表者の変更による。

【様式9 記載例 解散届出書】

令和2年10月31日

(申請先)
福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 OO二丁目町内会
所在地 OO区OO2丁目68番2

代表者の氏名及び住所

氏名 博多次郎
住所 OO区OO2丁目50番2

解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により解散することになったので、必要書類を添えて届け出ます。

1 解散の事由

地方自治法第260条の2第14項に基づき、認可の取消しがあったため。

2 解散の年月日

令和2年10月31日

3 清算人の住所及び氏名

住所 OO区OO2丁目50番2
氏名 博多次郎

4 財産の帰属（地方自治法第260条の31第2項の規定による市長の認可の要否）

OO二丁目町内会規約第37条により、「OO町内会」へ寄与するものとする。

5 添付書類

解散を総会で議決したことを証する書類

【様式11記載例 残余財産処分認可申請書】

令和3年1月4日

(申請先)
福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 OO二丁目町内会
所在地 OO区OO2丁目68番2

清算人の氏名及び住所

氏 名 博多次郎
住 所 OO区OO2丁目50番2

残余財産処分認可申請書

令和2年10月31日に解散の届出をした、当団体は、地方自治法第260条の31第2項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 財産目録

別紙1のとおり

2 残余財産処分方法書

別紙2のとおり

3 残余財産の帰属者の同意書

別紙3のとおり

4 添付書類

・残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

【様式1 2記載例 財産目録】

財産目録

団体の名称

令和3年1月4日 現在

1 不動産

所有権を有する不動産

(1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地	評 価 額
〇〇二丁目町会 集会所	60.15m ²	〇〇区〇〇2丁目68番地6 8番2	〇〇円

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地	評 価 額
宅 地	42.16m ²	〇〇区〇〇2丁目68番地	〇〇円

2 その他の財産

【様式13記載例 残余財産処分方法書】

残余財産処分方法書

残余財産の種別	評価額	処分の方法	理由
建物	〇〇円	「〇〇町内会」へ寄与	〇〇二丁目町内会規約第37条に基づくもの
宅地	〇〇円	「〇〇町内会」へ寄与	〇〇二丁目町内会規約第37条に基づくもの
合計	〇〇円		

【様式14記載例 同意書】

同 意 書

認可地縁団体〇〇二丁目町内会から、地方自治法第260条の31第2項の規定により処分される残余財産を、譲り受けることに同意します。

【残余財産の内容】

別紙のとおり

令和3年1月4日

(帰属先団体の名称及び所在地)

名 称 〇〇町内会
所在地 〇〇区〇〇3丁目45番6

(代表者の氏名及び所在地)

氏 名 天神 三郎
所在地 〇〇区〇〇3丁目45番6
※本人が署名しない場合は押印してください。

【様式16記載例 精算結了届出書】

令和3年2月1日

(申請先)
福岡市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 OO二丁目町内会
所在地 OO区OO2丁目68番2

清算人の氏名及び住所

氏 名 博多次郎
住 所 OO区OO2丁目50番2

清算結了届出書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が結了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

1 清算結了年月日
令和3年1月31日

【様式18記載例 公告申請書（第二十二条の二の二関係）】

令和 2年 10月 1日

福岡市長様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 OO二丁目町内会

所在地 OO区OO2丁目68番2

代表者の氏名及び住所

氏名 博多 次郎

住所 OO区OO2丁目50番2

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当該認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
OO二丁目 町会集会所	60.15m ²	OO区OO2丁目68番地68番2

・土地

地目	面積	所在地
宅地	42.16m ²	OO区OO2丁目68番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 福岡 太郎

住所 OO区OO2丁目65番

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

【様式19記載例 異議申出書（第二十二条の三関係）】

令和 2年 10月 1日

福岡市長様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏名 福岡 太郎

住所 〇〇区〇〇5丁目1番

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った該認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称 〇〇二丁目町内会

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
〇〇二丁目 町会集会所	60.15m ²	〇〇区〇〇2丁目68番地68番 2

・土地

地目	面積	所在地
宅地	42.16m ²	〇〇区〇〇2丁目68番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 福岡 太郎

住所 〇〇区〇〇3丁目45番

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
 住民票の写し
 その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、認可地縁団体に通知されます。

【様式22 認可申請書（合併）】

令和5年 4月 1日

福岡市長様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名称 **〇〇二丁目町内会**

所在地 **〇〇区〇〇2丁目68番2**

代表者の氏名及び住所

氏名 **福岡一郎**

住所 **〇〇区〇〇2丁目60番1**

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名称 **〇〇三丁目町内会**

所在地 **〇〇区〇〇3丁目45番6**

代表者の氏名及び住所

氏名 **博多花子**

住所 **〇〇区〇〇3丁目43番2**

認可申請書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、裁判所による代表者の職務執行の停止及び職務代行者の選任はなされていません。

また、代理人の選任もなされていません。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項

- ・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 **〇〇二丁目町内会**

所在地 **〇〇区〇〇2丁目68番2**

- ・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏名 **福岡一郎**

住所 **〇〇区〇〇2丁目60番1**

- ・合併により消滅する認可地縁団体の名称

名称 **〇〇三丁目町内会**

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- 7 区域を表示した地図

【様式23 合併に係る債権者保護手続終了届出書】

令和5年 7月 1日

福岡市長様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇二丁目町内会
所在地 〇〇区〇〇2丁目68番2
代表者の氏名及び住所
氏 名 福岡 一郎
住 所 〇〇区〇〇2丁目60番1

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇三丁目町内会
所在地 〇〇区〇〇3丁目45番6
代表者の氏名及び住所
氏 名 博多 花子
住 所 〇〇区〇〇3丁目43番2

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、
同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと
並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定
によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその
債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと
又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

【記載例2 規約例】

地縁団体（自治会、町内会）規約例

○○自治会（町内会）規約（会則）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、○○○と称する。

（目 的）

第2条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事。
- (4) 福利、厚生に関する事。
- (5) 文化、体育、レクリエーション等に関する事。
- (6) その他、目的達成に必要な事。

（区 域）

第3条 本会の区域は、福岡市○○区△△町×番□号から××番□□号までとする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、○○集会所（福岡市○○区△△町×番□号）に置く。

第2章 会 員

（会員の資格）

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

- 2 本会は、正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 3 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

（会 費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会等)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員の種別)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員の選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から請求があったとき。
- (3) 第10条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議すべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その請求があつた日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、○日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

- 第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

- 第20条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。
- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。
- (1) ○○○○○○○
(2) ××××××

(総会の書面表決等)

- 第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
(2) 会員の現在数及び出席者数（書面等表決者及び表決委任者を含む）
(3) 開催目的、審議事項及び議決事項
(4) 議事の経過の概要及びその結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

- 第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員の権能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の招集等)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって〇日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条、第19条、第21条、及び第22条の規定を準用する。

この場合について、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供す場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得た後、福岡市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第36条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第37条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、福岡市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雜 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(委 任)

第40条 この規約の施行に際し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

【附 則】

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

【総会議事録例（自治会総会議事録例）】

○○自治会臨時総会議事録

1 開催日時 : ○年 ○月○○日 (○) 午後 ○時

2 開催場所 : ○○○集会所

3 出席人員 : 会員総数 ○○○名

出席会員数 ○○○名

内訳 本人出席 ○○名

委任状出席 ○○名

定足数を超えたことにより総会成立。

4 議 案 :

第1号議案 「地方自治法第260条の2による法人化認可申請について」

第2号議案 「認可申請のための自治会規約作成について」

第3号議案 「認可申請のための保有資産の確定について」

第4号議案 「認可申請のための構成員の確定について」

第5号議案 「認可申請における代表者の決定、及びその他の役員の決定について」

5 会議の経過概要

○○○○氏が議長となり、開会を宣言し、直ちに議案の審議に入った。

(1) 第1号議案 「地方自治法第260条の2による法人化認可申請について」

○○○○氏は、これまでの経緯と、現状及び今後の計画を説明し、法人化申請を行うという提案趣旨を述べた。

議長は会に審議を求め、討議の結果満場一致で可決承認された。

(2) 第2号議案 「認可申請のための自治会規約作成について」

○○○○氏が法人化のためには規約が必要であることを説明し、その上で規約作成案を説明した。

特に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案通り可決承認された。

(3) 第3号議案 「認可申請のための保有資産の確定について」

○○○○氏が認可申請にあたり、申請添付書類として保有資産目録を作成する必要性について説明し、○月○日現在で作成の目録により確定したいとし、その上で目録を読み上げた。

特に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案通り可決承認された。

(4) 第4号議案 「認可申請のための構成員の確定について」
○〇〇〇氏が、申請の際の構成員を本日現在の会員(会員名簿搭載者)とすることを提案した。

特に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で原案通り可決承認された。

(5) 第5号議案 「認可申請における代表者の決定、及びその他の役員の決定について」
○〇〇〇氏が、認可申請にあたり、認可後の自治会の代表者となるべきものを決定する必要があるが、その他の役員についてもいずれ選任する必要があるので、併せて決定したい旨説明し、現在の自治会役員をそのまま認可後の自治会役員とすることを提案した。

特に質問や意見がないため、議長が議案に対する賛否を求めたところ、満場一致で可決承認され、各候補者ともその場で就任を承諾した。

従って、代表者としては現会長の○〇〇〇氏が就任することとなった。

議長が、出席者の中から議事署名人として、○〇〇〇氏と○〇〇〇氏を指名し、本人も承諾した。

以上をもって議案の全審議を終了したので、午後 ○時〇〇分、議長は閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人が下記に署名又は記名押印する。

○年	○月	○〇日			
議長	○	○	○	○	※
議事録署名人	○	○	○	○	※
議事録署名人	○	○	○	○	※

※署名又は記名押印

【理由書記載例】

理由書

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇町内会

〇〇町内会は地縁団体法人化の認可申請を行うにあたり、下記の理由により相当数（2分の1以上）の構成員を確保し、構成員名簿を提出することが困難であるもの。

記

今回、相当数（2分の1以上）の構成員を確保することができない状況で地縁団体法人化の認可申請を行うことになるが、①未加入世帯への訪問を継続する、②回覧板にチラシを入れ未加入世帯への勧誘を行う、③・・・・、などの活動を行うことにより、町内会未加入者の加入を促進し、会員の確保に努めます。

【構成員名簿様式参考例】

○○自治会（町内会） 構成員名簿

〔お問合せ先〕

担当課	電話番号
東区役所地域支援課	645-1041
博多区役所地域支援課	419-1048
中央区役所地域支援課	718-1061
南区役所地域支援課	559-5074
城南区役所地域支援課	833-4063
早良区役所地域支援課	833-4416
西区役所地域支援課	895-7036